

学校伝染病による出席停止期間

分類	病気	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘 そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ 病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）・ジ フテリア・重症急性呼吸器症候群 （SARS）・鳥インフルエンザ（H5N1） （H7N9）	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、 1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後、2日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染 症（O157）等 ・腸チフス・パラチフス・ 流行性角結膜炎（ウイルス性急性結膜炎） ・ 急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席 停止の措置が考えら れる疾患	溶連菌感染症・ウイル ス性肝炎・手足口病・ 伝染性紅斑・ヘルパン ギーナ・マイコプラズ マ感染症・流行性嘔吐 下痢症（感染性胃腸 炎）等

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症例→アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)